

ヘルパーステーションアルメリア

重要事項説明書及びサービス 利用契約書

重要事項説明書

(訪問介護サービス)

利用者様に対する訪問介護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者が利用者様に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者概要

事業者名称	株式会社アルメリア
主たる事務所の所在地	長野県安曇野市穂高有明 5718 番地 202
法人種別	株式会社
代表者名	百瀬 考志
電話番号	0263-55-5167

介護保険法令に基づき長野県知事から指定を受けている事業所名称（指定番号）	各事業所につき介護保険法令に基づき長野県知事から指定を受けている居宅介護サービスの種類
ヘルパーステーションアルメリア (長野県 2074001062 号)	訪問介護

2 ご利用事業所

ご利用事業所の名称	ヘルパーステーションアルメリア
指定番号	長野県 2074001062 号
所在地	長野県安曇野市穂高有明 5718 番地 202
電話番号	0263-55-5167
通常の事業の実施地域	安曇野市、松川村、池田町

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	株式会社アルメリアが設置するヘルパーステーションアルメリア（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問介護事業所（以下、「指定訪問介護」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態等にある利用者に対し、指定訪問介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問介護の提供を確保することを目的とする。
-------	--

運営の方針	<ul style="list-style-type: none"> • 利用者が可能な限りその者の居宅において、その状態を踏まえながら入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上をめざすものとする。 • 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。 • 事業の実施にあたっては、利用者の状態等を踏まえながら、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身の機能回復を図り、もって生活機能の維持又は向上をめざすものとする。 • 指定訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。
-------	--

4 ご利用事業所の職員体制

ご利用事業所の従業員の職種	員数	勤務の態勢
管理者	1名	常勤1名 昼勤（午前8時30分～午後5時30分）
サービス提供責任者	1名以上	常勤1名以上 昼勤（午前8時30分～午後5時30分）
訪問介護員等	1名以上	常勤1名以上、非常勤1名以上 昼勤（午前8時30分～午後5時30分）

5 営業時間

営業日	年中無休
営業時間	午前8時30分から午後5時30分

6 サービスの概要

訪問介護サービスの種類	内容・標準的な手順	保険給付適用のあるものに○印	概要	自己負担額（1割負担）

初回加算	(要件) 新規の訪問介護計画作成利用者に対して、初回月内にサービス提供責任者自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護に同行訪問した場合		初回のみ	200 円
緊急時訪問介護加算	(要件) 利用者やその家族等からの要請で、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携して、ケアマネジャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない(時間帯が計画に位置づけられた日時以外の時間帯)訪問介護(身体介護中心に限る)要請を受けてから24時間以内に行った場合		1 回につき	100 円/回
身体介護自己負担額		○	20 分未満	163 円/回
		○	20～30 分未満	244 円/回
		○	30～60 分未満	387 円/回
		○	60～90 分未満	567 円/回
	60 分以上(以降 30 分経過ごと) 82 円/回が加算。	○	90 分以上	82 円/回
生活支援自己負担額		○	20～45 分未満	179 円/回
		○	45 分以上	220 円/回
身体介護に続いて生活支援を行った場合の自己負担額	身体介護 20 分以上 30 分未満+生活援助 20 分以上 45 分未満	○		309 円/回
	身体介護 20 分以上 30 分未満+生活援助 45 分以上 70 分未満	○		374 円/回
通院時の乗車、降車の介助自己負担額	片道	○		97 円/回
	往復			194 円/回

7 交通費実費

利用者の居宅が、当該事業所の通常の事業実施地域以外にある時は、片道 1 キロメートル当たり 40 円をいただきます。

8 キャンセル料

- キャンセル料は、利用料の自己負担相当額をいただきます。
- 利用者が諸事情によりサービスを中止する場合には、利用日の前日の正午までにご連絡をいただければ、キャンセル料はいただきません
- 利用者が入院・入所・体調不良等、やむを得ない場合は、連絡時間に関係なくキャンセル料はいただきません。但し、可能な限り利用時間までにご連絡をお願い致します。

9 苦情申立窓口

ご利用者ご相談窓口	ご利用時間 月曜日～金曜日 8:30～17:30 ご利用方法 電話 0263-55-5167
-----------	---

10 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います 緊急連絡先に連絡いたします。		
利用者の主治医	氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
協力医療機関	医療機関の名称	医療法人 追分クリニック
	院長名	武井 学
	所在地	安曇野市穂高北穂高 2982-5
	電話番号	0263-82-2129
	診療科	内科、循環器科、小児科
	入院設備	なし
	救急指定の有無	なし
緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	
	昼間の連絡先	
	夜間の連絡先	

11 サービスの第三者評価の実施状況について

第三者評価の実施はしていません。

令和 月 日

(乙) 当事業者は、甲に対する居宅介護サービスの提供開始に当たり、甲 に対
甲 ‘
して本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

(乙) 居宅サービス事業者

安曇野市穂高有明 5718-202
ヘルパーステーションアルメリア
代表者 百瀬 考志 印
事業所番号 2074001062

訪問介護サービス利用契約書

甲（利用者） _____
乙（事業者） ヘルパーステーション アルメリア

第1条 （訪問介護サービスの目的）

乙は、介護保険法令及びこの契約に従い、甲に対し、甲が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他生活全般にわたる援助（訪問介護サービス）を提供します。

第2条 （甲の要介護状態区分等）

- 1 甲の契約日時点における要介護状態区分は _____ です。
- 2 その要介護認定の有効期間は令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日～令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日までです。
- 3 被保険者証に記載された認定審査会意見は次のとおりです。

--

（意見の記載がない時は斜線を引く）

- 4 甲は、訪問介護サービスを受ける都度、乙に被保険者証を提示し、乙は、当該被保険者証により、甲の被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期間及び認定審査会意見を確認します。
- 5 甲と乙とは、この契約が更新される毎に更新時点での甲の要介護状態区分、要介護認定の有効期間及び認定審査会意見を文書で確認し、契約書末尾に添付します。

第3条 （指定を受けているサービス及び事業所）

- 1 乙の各事業所は、各事業所毎に、別紙「重要事項説明書」に記載した居宅サービスについて、長野県知事から、介護保険法令に基づく居宅サービス事業者として指定を受けています。
- 2 甲は、別紙「重要事項説明書」にご利用事業所として記載された事業所から、居宅サービスの提供を受けます。
- 3 乙の概要及び職員体制については、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりで

す。

第4条 （契約期間）

1 この契約の期間は、令和____年____月____日～令和____年____月____日とします。

但し、契約期間満了日以前に甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

2 上記契約期間満了日の30日以上前までに甲から書面による更新拒絶の申し出がない場合、この契約は自動更新され、以降も同様とします。

3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間満了日の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日とします。

但し、契約期間満了日以前に甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

第5条 （訪問介護サービスの基本内容）

1 乙は、訪問介護サービスとして、訪問介護員（ヘルパー）が甲の居宅を訪問して行う①入浴、排泄、食事等の介護、②調理、洗濯、掃除等の家事、③生活等に関する相談及び助言、④その他甲に必要な日常生活上の世話を提供できます。

但し、服薬介助、経官栄養、吸入等の処置など医療行為に該当するサービスは禁止されているため行いません。

2 乙が提供する訪問介護サービスの具体的内容、介護保険適用の有無については、別紙「重要事項説明書」のとおりです。

3 甲の家族に対する調理や洗濯など、甲以外の者にサービスを提供する場合には、この契約とは別に契約を締結する必要があります。

4 乙の訪問介護員（ヘルパー）は、サービスの提供の都度、甲又は甲の家族の同意を得て、サービス提供に必要な範囲で消耗品や、器具、材料を使用します。

5 訪問介護員（ヘルパー）は、介護福祉士又は訪問介護員養成研修1～3級課程を修了した者とします。

第6条 （甲が利用する訪問介護サービスの内容）

1 乙が提供する訪問介護サービスのうち、甲が利用するサービスの内容、利用回数、

利用料及び介護保険適用の有無については、別紙利用サービス一覧表に記載したとおりです。

2 甲は、いつでも訪問介護サービスの内容を変更するよう申し出ることができます。

乙は、甲からの申し出があった場合、第1条に規定する訪問介護サービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかに訪問介護サービスの内容を変更します。

3 訪問介護サービスの内容を変更した場合、甲と乙とは、甲が変更後に利用する訪問介護サービスの内容、利用回数、利用料及び介護保険の適用の有無について記載した別紙利用サービス一覧表を添付した利用サービス変更合意書を交わします。

第7条 (訪問介護サービスの基本方針)

1 乙は、丙が開催するサービス担当者会議等を通じて、甲の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況を把握するよう努めます。

2 乙は、甲の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、訪問介護サービスの目標を設定し、第9条に規定する訪問介護計画に基づき計画的に行います。

3 乙は、提供する訪問介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るよう努力するとともに、介護技術の進歩に対応して適切な介護技術をもって訪問介護サービスの提供を行います。

4 乙は、甲の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合、この意見に配慮してサービスの提供を行うよう努めます。

5 乙は、懇切丁寧に訪問介護サービスを提供し、甲及び甲'（この契約上甲'がないときは甲の家族）に対し、訪問介護サービスの提供方法について解りやすく説明します。

第8条 (居宅介護支援事業者等との連携)

乙は、甲に対して訪問介護サービスを提供するにあたり、丙（居宅支援事業者）及びその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第9条 (訪問介護計画の作成・変更)

1 乙のサービス提供責任者は、甲の日常生活全般の状況や希望を踏まえて、訪問介

護計画を作成します。

2 訪問介護計画には、訪問介護サービスの目標や目標達成のための具体的なサービス内容等を記載します。

3 訪問介護計画は、居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合は、その内容に沿って作成します。

4 乙のサービス提供責任者は、訪問介護計画作成後も、当該計画の実施状況を把握し、甲の希望にも配慮し、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行います。

又、居宅サービス計画（ケアプラン）の変更に伴い訪問介護計画の変更も必要となる場合には、速やかに当該訪問介護計画を変更します。

5 甲は、乙に対し、いつでも訪問介護計画を変更するよう申し出ることができます。

乙は、甲からの申し出があった場合、第1条に規定する訪問介護サービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、甲の希望に添うよう計画を変更します。

6 乙のサービス提供責任者は、訪問介護計画を作成し又は変更した際には、甲及び甲'（この契約上甲' がいないときは甲の家族）に対し、その内容を説明します。

提供する訪問介護サービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料を説明し、甲の同意を得ます。

第10条 （居宅サービス計画変更の援助）

1 乙は、甲が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望する場合は、速やかに丙に連絡するなど必要な援助を行います。

2 乙は、訪問介護計画の変更に際して、居宅サービス計画（ケアプラン）の変更が必要となる場合は、速やかに丙に連絡するなど必要な援助を行います。

第11条 （担当の訪問介護員）

1 乙は、甲のため、担当の訪問介護員（ヘルパー）を2名定め、この2名が交代で甲に対して訪問介護サービスを提供します。

2 甲は、乙に対し、いつでも担当の訪問介護員（ヘルパー）の変更を申し出ることができます。乙は、甲からの申し出があった場合、第1条に規定する訪問介護サービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、甲の希望に添うよう担当の訪問介護員（ヘルパー）を変更します。

3 乙は、担当の訪問介護員（ヘルパー）が退職する等正当な理由がある場合に限り、甲の意見を聞いた上で担当の訪問介護員（ヘルパー）を変更することができます。

第12条 (訪問介護サービスの提供記録)

- 1 乙は、甲に対して訪問介護サービスを提供する毎に、当該サービスの提供日、内容及び介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、丙が作成する所定の書面に記載します。
- 2 乙は、甲に対する訪問介護サービスの提供に関する記録を整備し、完結日から2年間保存します。
- 3 甲は、乙に対し、いつでも1項に規定する書面その他乙に対する訪問介護サービスの提供に関する記録の閲覧謄写を求めることができます。
但し、謄写に際して、乙は甲に対して、実費相当額を請求できるものとします。
- 4 乙は、甲に対して、提供した訪問介護サービスの内容を確認するために、毎月報告書を作成します。

第13条 (利用料等)

- 1 乙が提供する訪問介護サービスの利用単位毎の利用料及びその他の費用は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。
- 2 乙から提供を受ける訪問介護サービスが介護保険の適用を受ける場合、甲は、乙に対し、原則として、利用料の1割を支払います。
但し、介護保険法令に基づいて、甲が、保険給付を償還払い（一旦甲が乙に対し全額を支払い、その後甲は市町村から9割分の払戻を受ける支払方法）の方法で受ける場合には、乙に対し、利用料の全額を支払います。
- 3 乙から提供を受ける訪問介護サービスが介護保険の適用を受けない場合、甲は、乙に対し、利用料の全額を支払います。
- 4 甲は、乙が提供する訪問介護サービスを、甲が利用する事業所の通常の事業実施区域外にある甲の居宅で受ける場合、乙に対し、交通費の実費を支払います。
- 5 甲が乙の提供する訪問介護サービスの利用をキャンセルする時は、乙は、甲に対し、キャンセルした時期に応じて、別紙「重要事項説明書」に記載したキャンセル料の支払を求めることができます。
- 6 乙は、甲に対し、毎月翌月20日までに、当月のサービスの提供日、サービスの内容、利用料等の内訳を記載した利用明細書を作成し、請求書に添付して送付します。
請求書には、①甲が利用した訪問介護サービスにつき、種類毎に利用回数、利用単位の内訳、介護保険適用の有無、法定代理受領の有無、②訪問介護サービス提供

- 1 回当たりの交通費実費金額及び回数を明示します。
- 7 甲は、乙に対し、当月の利用料を、毎月翌月末日までに口座振替の方法で支払います。
- 8 乙は、甲から利用料等の支払いを受けたときは、甲に対し、領収証を発行します。領収証には、乙が提供する各種のサービスごとの介護保険給付の対象となるものと対象外との区別、領収金額の内訳を表示します。

第14条 （保険給付の請求のための証明書の交付）

- 1 乙は、甲に対して提供した訪問介護サービスについて、甲から利用料の全額の支払いを受けた場合、甲から求められたときは、甲に対し、サービス提供証明書を交付します。
- 2 サービス提供証明書には、提供した訪問介護サービスの種類、内容、利用単位、費用等を記載します。

第15条 （利用料の滞納）

- 1 甲が、正当な理由なく乙に支払うべき利用料を3ヶ月以上滞納した場合において、乙が、甲に対して2週間以内に滞納額を支払うよう催告したにもかかわらず全額の支払いがないとき、乙は、甲の健康・生命に支障がない場合に限り、全額の支払いがあるまで甲に対する訪問介護サービスの全部又は一部の提供を一時停止することができます。
- 2 甲が、乙に対し、前項の一時停止の意思表示をした後、2週間経過しても全額の支払いがないとき、乙は、甲の健康・生命に支障がない場合に限り、この利用契約を解除することができます。

第16条 （契約の終了）

次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

- 1 甲の要介護状態区分が自立と認定された場合。
- 2 甲が死亡したとき
- 3 第15条に基づき、乙から契約の解除の意思表示がなされたとき。
- 4 第17条に基づき、甲から契約の解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- 5 第18条に基づき、乙から契約の解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。

6 甲が、介護保険施設へ入所した場合。

第17条 (甲の解約権)

甲は、乙に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。

この場合には、30日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

第18条 (乙の解約権)

乙は、甲が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、乙の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、最早第1条に定めるこの訪問介護サービス利用契約の目的を達することが不可能となったとき、30日以上予告期間をもってこの契約を解除することができます。

第19条 (損害賠償)

1 乙は、甲に対する訪問介護サービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、甲又は甲の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに甲に対して損害を賠償します。

但し、甲又は甲の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減ずることができません。

2 乙は、万が一の事故発生に供えて損害賠償責任保険に加入します。

第20条 (緊急時の対応)

1 乙は、訪問介護サービスの提供中に甲の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに別紙「重要事項説明書」記載の主治医又は協力医療機関と連絡を取り、救急治療あるいは救急入院など必要な措置を講じます。

2 前項の場合、乙は、別紙「重要事項説明書」記載の緊急連絡先に直ちに連絡します。

第21条 (身分証携行義務)

乙の訪問介護員（ヘルパー）は、常に身分証を携行し、①初めて甲の居宅を訪問した時、②甲や甲の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第22条 (秘密保持)

- 1 乙及び乙の従業員は、正当な理由がない限り、甲に対する訪問介護サービスの提供にあたって知り得た甲又は甲の家族の秘密を、漏らしません。
- 2 乙は、乙の従業員が退職後、在職中知り得た甲又は甲の家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。
- 3 乙は、甲の個人情報を用いる場合は甲の同意を、甲の家族の個人情報を用いる場合は当該甲の家族から同意を、あらかじめ文書で得ない限り、サービス担当者会議等において、甲又は甲の家族の個人情報を用いませぬ。
- 4 乙及び乙の従業員は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲又は甲の家族の同意を得ることなく、甲又は甲の家族の個人情報を第三者に提供することがあります。
 - (1) 甲について、高齢者虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律上の通報の必要が生じ、同法律第7条、第21条1項ないし3項及び6項により守秘義務が免除される時。
 - (2) 甲について生命、身体又は財産の保護のために個人情報の使用が必要となり、かつ、甲の同意を得ることが困難である時
 - (3) 個人情報保護法第23条1項各号により、本人の同意なく個人情報の第三者提供が許される時。

第23条 (苦情処理)

- 1 甲又は甲の家族は、提供された訪問介護サービスに苦情がある場合、いつでも別紙の苦情処理窓口に苦情を申し立てることができます。
- 2 甲は、介護保険法令に従い、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。
- 3 乙は、甲が1項又は2項の苦情申立を行った場合、これを理由として甲に対して何らの差別待遇もいたしません。
- 4 乙は、甲から提供した訪問介護サービスについて、甲又は甲の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。

第24条 (合意管轄)

本契約に関してやむを得ず訴訟をする場合は、松本地方裁判所を第一審管轄裁判所とすることを甲及び乙は予め合意する。

第25条 (契約外事項)

本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところ

を尊重し、甲、甲' 及び乙の協議により定めます。

個人情報使用同意書

私（利用者およびその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1. 使用する目的

- (1) 居宅サービス計画（ケアプラン）に従って、円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員、他事業者との連絡調整、医療機関・市町村・警察機関・消防機関との連携において必要な場合
- (2) 介護計画を作成するため、主治医等の意見を求める場合

2. 使用する事業者の範囲 利用者が利用するサービス事業者であって、当事業所との連携が必要な事業者のすべて

3. 使用する期間 【契約書】の定める期間

4. 条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと

令和 年 月 日

訪問介護事業所 ヘルパーステーション アルメリア 殿

(利用者)

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

(代理人・家族)

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

代理人契約書

サービスの提供にあたり、ご利用様が自らの意思を表明することが困難な状況であるため、または、ご利用様が自らの意思を表明することが困難な状況になられた場合に、当事業所からサービスに関する判断をお願いする際、ご利用様に代わり判断を行っていただける方をお申し出願います。

利用者_____に代わり、私がサービスに関する判断を行います。

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

私が、サービスに関する判断が困難になった場合には、上記の者が判断を行うことに同意します。

<利用者同意欄>

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

以上のとおり、契約が成立したことを証するために、本契約書を2通作成し、甲及び乙は記名押印の上、各自1通ずつ保有することとします。

令和 年 月 日

ご利用者 (甲)	私は、以上の契約の内容について説明を受け、内容を確認しました。 私は、この契約書で確認する訪問介護サービスの利用を申し込みます。			
	住所	〒□□□-□□□□		
	氏名	印		
	電話番号	() -	FAX	() -

(甲)	私は、本人に代わり、上記署名を行いました。 私は、本人の契約意思を確認しました。			
	本人との関係		署名を代行した理由	
	住所	〒□□□-□□□□		
	氏名	印		
	電話番号	() -	FAX	() -

事業者 (乙)	当事業者は、居宅サービス事業者として甲の申し込みを受諾し、この契約に定める各種サービスを誠実に責任を持って行います			
	所在地	〒399-8301 長野県安曇野市穂高有明5718番地202		
	名称	株式会社アルメリア		
	代表者	百瀬 考志 印		
	電話番号	0263-55-5167	FAX	0263-55-0763

